

## 建設工事の入札における最低制限価格の算定方法の見直しについて

庄原市役所 総務部 管財課

表題のことにつきまして庄原市では、令和5年4月1日以降に公告または指名通知を行う建設工事の入札案件より、以下のとおり最低制限価格の算定方法の取り扱いを見直しますので、遺漏のないようお願いいたします。

## &lt;最低制限価格の算定方法&gt;

種別	算定式		対予定価格範囲 (変更なし)※
	現行	変更後	
土木一式、舗装、農業土木、災害復旧等	直接工事費×97%+ 共通仮設費×90%+ 現場管理費×90%+	直接工事費×97%+ 共通仮設費×90%+ 現場管理費×90%+	75%~92%
建築一式、機械、電気等	一般管理費×55%	一般管理費× <b>68%</b>	85%~92%

※上記の算式によって算出された金額において、対予定価格範囲に示す数値の範囲内で決定します。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

庄原市役所 総務部 管財課 契約係

TEL 0824-73-1203(直通)

E-Mail:keiyaku@city.shobara.lg.jp